

令和 7 年 第 1 回 峡南衛生組合議会定例会 会議録

令和 7 年 2 月 2 1 日 開会

令和 7 年 2 月 2 1 日 閉会

峡南衛生組合議会

・令和7年2月21日午前10時30分 令和7年第1回峡南衛生組合定例会
が峡南衛生組合議場に招集された。

・出席した議員は次のとおりです。

1 番	市川 司	2 番	東 研一
3 番	深山光信	4 番	遠藤公久
5 番	塩津 悟	6 番	伊藤達美
7 番	望月悟良	8 番	米山久志
9 番	笠井雄一	10 番	望月十四朗
11 番	伊藤雄波	12 番	望月光彦

・地方自治法第121条の規程により説明のため会議に出席した者は、次の
とおりです。

管理者	遠藤 浩
副管理者	望月幹也
副管理者	佐野和広
副管理者	深沢 肇
会計管理者	立川陽子
市川三郷町生活環境課長	渡邊浩志
早川町町民課長	宮本高広
身延町環境上下水道課長	内藤哲也
南部町水道環境課	若林 誠

・本会議に、職務のため出席した者は次のとおりです。

事務局長	水上武正
支 所 長	佐野彰紀
課 長	望月邦浩
主 査	小林 功

事務局長

：開会に先立ち、相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。
相互に礼。

一同

：お願いします。

事務局長

：ご着席願います。

議長

：本日はお忙しい中、ご出席をいただき 2 月定例議会が開催できますことを心より御礼申し上げます。

本定例会に付議されております案件は、議案 1 号から議案第 5 号の 5 件であります。慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

ただ今から令和 7 年第 1 回峡南衛生組合議会定例会を開会いたします。本定例会に管理者ほか、関係者の出席を求めていますのでご了承願います。

議事日程はお手元に配布したとおりしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、8 番、米山久志君、9 番、笠井雄一君を指名します。

日程第 2、会期の決定について議題といたします。会期については、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、9 番、笠井雄一君。

議会運営委員長

：はい。

議長

：笠井君。

議会運営委員長

：それでは、議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会の報告では、令和 7 年第 1 回定例会の会期につきましては、去る 2 月 10 日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、会期は本日 1 日

とすることに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

議長

：委員長からの報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

一同：異議なし。

議長

：異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日とすることに決定をいたしました。

日程第 3、管理者あいさつ。管理者、ご登壇ください。

管理者

：改めまして、おはようございます。

一同：おはようございます。

管理者

：本日ここに令和 7 年、第 1 回峡南衛生組合議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位には年度末の大変お忙しい中、全議員のご出席のもと、議会を開会できますことをまずは厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、日ごろより当組合運営につきましては、格段のご支援とご協力を頂いておりますことにも重ねて御礼を申し上げます。

さて、令和 6 年度を振り返ってみますと、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録や、新紙幣発行、日本銀行はマイナス金利を解除し、利上げといった出来事がございました。

私も当組合の管理者といたしまして、任期も残すところあと 1 カ月となつてございます。皆さまのご理解とご協力のもと、管理者として務めを果たすことができましたこと、感謝を申し上げます。新しい管理者につきましては、早川町の深沢肇町長が 4 月から管理者へ就任する予定となっておりますので、こちらのほうもよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、今議会の提出案件は、条例改正 3 件、補正予算案と令和 7 年度

当初予算の合計 5 件を予定してございます。議案の内容につきましては、この後説明をさせていただきますが、十分にご審議を頂き、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

：議案第 1 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についてから、議案第 5 号、令和 7 年度峡南衛生組合一般会計についてまでを一括議題とします。管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、遠藤浩君。

管理者

：それでは、議案第 1 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、議案の提案理由を申し上げます。人事院および山梨県人事委員会の勧告に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 2 号、峡南衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案の提案理由を申し上げます。令和 6 年度改正法、育児に関する法律及び、次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に伴い、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 3 号、峡南衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案の提案理由を申し上げます。刑法等の一部を改正する法律及び、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部の改正を行ったことにより、当組合の条例も該当箇所を改正するものであります。

次に、議案第 4 号、令和 6 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。表紙をおめくりいただきまして、令和 6 年度峡南衛生組合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによります。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,970 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,142 万 8,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 5 号、令和 7 年度峡南衛生組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。表紙をおめくりいただきまして、令和 7 年度峡南衛生組合一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 7,062 万 3,000 円と定めるものでございます。令和 7 年 2 月 21 日提出。峡南衛生組合管理者、遠藤浩。

以上、5 議案を、提案理由を申し上げましたが、事務局長および総務課長より詳細説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

議長

：管理者の説明が終わりました。

これより議案第 1 号から議案第 5 号について、議案ごとに順次詳細説明を求めます。
説明の後、質疑、討論、採決いたします。

議案第 1 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長

：議長。

議長

：望月君。

総務課長

：議案第 1 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

令和 6 年人事院勧告に伴い、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、2 ページ、新旧対照表のとおり、第 1 条関係では第 7 条の 2、管理職手当の額を 100 分の 10 から 100 分の 15 に変更し、第 8 条の 3 項の扶養親族の配偶者手当の額を 6,500 円から 3,000 円に、扶養親族たる子、1 万円を 1 万 1,500 円に変更。第 9 条関係の支給方法、および、住宅手当の単身赴任手当の部分を削除し、通勤手当についてもただし書き以降を削除する内容となっております。

また、6 ページ、第 2 条関係では、第 1 条関係で扶養手当の配偶者 3,000 円を削除し、扶養親族たる子の 1 万 1,500 円を 1 万 3,000 円に変更する改正内容となっております。

附則で、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

：説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一同：なし。

議長

：質疑はないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。

一同：なし。

議長

：討論がないようですので、討論を終わります。
議案第 1 号の採決を行います。議案第 1 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。従って、議案第 1 号は原案のとおり可決いたしました。
次に議案第 2 号、峡南衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長

：議長。

議長

：望月君。

総務課長

：議案第 2 号、峡南衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明させていただきます。

令和 6 年改正法、育児休業、介護休暇等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、および次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に伴い、峡南衛生組合職員の関係法令を改正するものであります。

内容につきましては、4 ページの新旧対照表のとおり、第 11 条および第 16 条では、介護時間、および配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等と、勤務環境の整備に関する措置を付け足し、別表 1 を新旧対照表 4 ページから 6 ページのとおり、改正する内容となっております。

表の 2 番目では、裁判員、証人、鑑定人、参考人等としてを付け足し、11 番目では子の介護休暇を子の看護休暇に改め、12 番目には短期の看護休暇を追加し、以下番号を変更し、15 番目の伝染病予防法による交通遮断・隔離休暇を、感染症まん延防止休

暇に変更し、21 番目に不妊治療休暇を追加する内容となっております。

附則でこの条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

：説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一同：なし。

議長

：質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

一同：ありません。

議長

：討論がないようですので、討論を終わります。

議案第 2 号の採決を行います。議案第 2 号、峡南衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。従って、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 3 号、峡南衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長

：はい。

議長

：望月君。

総務課長

：議案第 3 号、峡南衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、内容を説明させていただきます。

刑法等の一部を改正する法律、および、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係法律の整理等に関する法律が、令和４年法律第 68 号で公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。地方公共団体においては懲役および禁錮の単一化、拘禁刑の創設に伴う対応が必要であり、条例や規則中に懲役・禁錮の字句が含まれる箇所を、拘禁刑に改正する内容となっております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

：説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一同：ありません。

議長

：質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

一同：なし。

議長

：討論がないようですので、討論を終わります。

議案第 3 号の採決を行います。議案第 3 号、峡南衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例整理に関する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。従って、議案第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 4 号、令和 6 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明を求めます。事務局長、水上武正君。

事務局長

：はい、議長。

議長

：水上君。

事務局長

：議案第 4 号、令和 6 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）について、内容説明をいたします。

今回の補正は、各科目の実績等の精査により補正したものであり、減額した分につきましては、財政調整基金に積み立てるものです。

歳入から説明いたします。5 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、維持負担金は 14 万 1,000 円を減額、南部町の施設整備負担金です。5 款 1 項 1 目、繰越金は、前年度繰越金として 2,984 万 6,000 円を計上いたしました。補正後の予算額は 3,499 万 8,000 円となります。

続きまして、歳出のご説明をいたします。6 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目、一般管理費、12 節、委託料 200 万円の減額は、指定ごみ袋製造業務委託契約差金の減額です。

3 款 1 項 1 目、し尿処理費、10 節、需用費 575 万 3,000 円の減額は、電気料金予算精査、および修繕費の契約差金による減額です。12 節委託料 112 万 6,000 円の減額は、精密機能検査、契約差金による減額です。3 款 1 項 2 目、ごみ処理費、10 節、需用費 500 万円の減額は、電気料金の予算精査による減額です。18 節、負担金、補助および交付金 67 万 6,000 円の増額は、三重県伊賀市に支払う焼却灰処分に係る環境負担金の増です。

4 款 1 項 1 目、火葬処理費、12 節、委託料 138 万 6,000 円の減額は、火葬業務委託契約差金の減額です。

5 款 1 項 1 目、南部一般管理費、10 節、需用費 60 万円の減額は、電気料金の予算精査による減額です。5 款 1 項 2 目、南部し尿処理費、10 節、需用費 820 万円の減額は、電気料金予算精査および修繕費の契約差金による減額です。7 ページをご覧ください。12 節、委託料、130 万円の減額は、契約差金の減額です。5 款 1 項 3 目、南部火葬処理費、12 節、委託料 39 万円の減額は、同じく契約差金の減額です。

6 款 1 項 1 目、財政調整基金は、5,478 万 4,000 円の増額です。本所分と支所分、それぞれ予算精査により捻出した資金を各施設の緊急時、および、令和 13 年度に山梨西部広域環境組合、新ごみ処理施設供用開始に伴い、当組合のごみ処理施設解体工事の予算確保および、各町からの負担金軽減を目的として積み立てておくものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

：説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

米山

：はい。

議長

：米山君、どうぞ。

米山

：今の歳出の最後の財政調整基金の話ですけど、令和 13 年の広域の処理施設の稼働に伴って、ここを解体するための積立金であるという、それも含めてってことですか。大体タイムスケジュールとして、いつごろからその解体とかってというのが始まるんですか。

議長

：事務局長。

事務局長

：ご説明させていただきます。先ほどもご説明させていただいたんですけども、積立金につきましては、この処理施設解体の費用の一部に充てると。その時に各町からの負担金を軽減させるという目的で積み立っております。

それから、スケジュール的なものなんですけども、令和 13 年度から新処理施設が供用開始されるということになっておりますので、建物の実際の解体は令和 13 年度以降の 3 年以内ぐらいに着手できればと思ってます。その前にいろんな調査、アスベスト、ダイオキシンの調査とか、いろんな調査、または解体に伴う詳細設計等を行いますので、なるべく早くそれを行いたいんですけども、予算が確定してないもんですから、その都度そういった計画をさせていただきたいと思ってます。以上です。

米山

：分かりました。

議長

：他に質疑ございますか。よろしいですか。

一同：なし。

議長

：質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

一同：ありません。

議長

：はい。討論ないようですので、討論を終わります。

議案第 4 号の採決を行います。議案第 4 号、令和 6 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）について、原案賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員であります。従って、議案第 4 号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 5 号、令和 7 年度峡南衛生組合一般会計予算について、詳細説明を求めます。事務局長、水上武正君。

事務局長

：はい、議長。

議長

：水上君。

事務局長

：議案第 5 号、令和 7 年度峡南衛生組合一般会計予算について、歳入歳出共、主なものについて内容説明をいたします。

歳入から説明いたします。5 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、負担金 4 億 4,320 万円につきましては、説明欄記載のとおり各町からの負担金です。

2 款、使用料および手数料、1 項 1 目、火葬使用料は、峡南斎場使用料 525 万円、説明欄記載のとおり管内、管外合わせて 336 体の使用料です。2 項 1 目、峡南本所清掃手数料 548 万 1,000 円は、衛生車の持ち込み分 2,900 台を見込んでおります。2 目、ごみ処理手数料 4,529 万 8,000 円は、説明欄記載のとおり可燃ごみ持ち込み代 2,700 万円と、可燃ごみ、資源ごみの袋代収入等を見込んでおります。

6 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目、財政調整基金 6,361 万 5,000 円は、説明欄記載のとおり基金の取り崩しで各施設の修繕工事に使用する予定であります。

5 款 1 項 1 目、繰越金は 100 万円です。

7 ページをご覧ください。7 款、南部使用料および手数料、1 項 1 目、南部火葬使用料 188 万円は、管内管外合わせて 123 体の使用料です。2 項 1 目、南部清掃手数料 472 万 5,000 円は、衛生車の持ち込み分 2,500 台を見込んでおります。歳入については以上です。

次に歳出についての説明をいたします。8 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、議会費 53 万 9,000 円です。議員報酬や旅費等の計上です。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 5,794 万 4,000 円です。1 節、報酬から 9 ページの 4 節、共済費は、職員 4 名、会計年度任用職員 1 名に係る人件費です。9 ページをご覧ください。10 節、需用費 373 万 6,000 円は、説明欄記載のとおり消耗品費、燃料費、印刷製本費等です。12 節、委託料 1,132 万 3,000 円は、説明欄 9 ページ、10 ページ記載のとおり警備業務委託 66 万円、指定ごみ袋製造業務委託 759 万 2,000 円等です。10 ページをお開きください。13 節、使用料および賃借料 505 万円は、説明欄記載のとおりコピー機リース料、公用車リース料、各システムの使用料等です。14 節、工事請負費 243 万 8,000 円は、説明欄記載のとおり構内電話機器等交換工事です。18 節、負担金、補助および交付金 133 万円は、各種負担金等です。

11 ページをご覧ください。3 款 1 項、清掃費、1 目、し尿処理費 8,478 万 5,000 円は、組合本所のし尿処理予算です。2 節、給料から 4 節、共済費までは、職員 3 名に係る人件費です。12 ページをお開きください。10 節、需用費 5,700 万 1,000 円は、説明欄記載のとおり消耗品 1,074 万 2,000 円は、水処理施設用の各種薬品代費用、光熱水費 1,652 万 5,000 円は電気料等、修繕費 2,973 万 4,000 円の内容は、経年劣化等による各機械のポンプ修繕等です。12 節、委託料、594 万 1,000 円は、説明欄記載のとおり水質検査や受け入れ槽等の清掃業務、また、機械設備の点検整備委託料です。14 節、工事請負費 484 万 4,000 円は、ナンバー 2 限外ろ過攪拌ブロワ改修工事です。2 目、ごみ処理費 2 億 5,457 万 8,000 円です。1 節、報酬から 4 節、共済費は、職員 4 名および会計年度任用職員 1 名に係る人件費です。13 ページをご覧ください。10 節、需用費 9,477 万 1,000 円は、説明欄記載のとおり消耗品 707 万円は、各機械設備の消耗品、各薬品代費用等です。燃料費 258 万 1,000 円は、ごみ焼却に伴う燃料、光熱水費 2,733 万 8,000 円は電気料、修繕費 5,778 万 2,000 円は、経年劣化等による各焼却施設の修繕等です。12 節、委託料 9,585 万 3,000 円は、説明欄記載のとおり、ごみクレーン定期点検委託料、排水処理機器設備点検業務委託、各種機械設備等点検委託料です。14 ページをお開きください。工事請負費 3,531 万円です。主な内容につきましては、説明欄記載のとおり 2 号炉耐火物補修工事、バーナー操作盤更新工事です。

4 款 1 項 1 目、火葬処理費 2,910 万 4,000 円です。10 節、需用費 1,069 万 8,000 円は、説明欄記載のとおり燃料費 332 万 5,000 円は灯油代、光熱水費 132 万円は電気料、修繕費 559 万円は 2 号炉内火葬炉設備修繕等です。12 節、委託料 1,668 万 5,000 円は、説明欄記載のとおり火葬業務委託料、各種設備点検委託料等です。15 ページをご覧ください。14 節、工事請負費 150 万円は、空調機器取り替え工事です。

5 款 1 項、南部総務費、支所費、1 目、南部一般管理費は 1,621 万 6,000 円です。2 節、給料から 4 節、共済費まで支所長および職員 1 名分の人件費です。10 節、需用費 404 万 7,000 円は、説明欄記載のとおり光熱水費 249 万 6,000 円は電気料です。12 節、委託料 44 万 2,000 円は、浄化槽維持管理業務委託料、電気保安管理業務委託料等です。16 ページをお開きください。2 目、南部し尿処理費 9,705 万 8,000 円です。2 節、給料

から4節、共済費までは職員2名に係る人件費です。10節、需用費5,991万4,000円は、説明欄記載のとおり消耗品費680万4,000円は、水処理施設用の各種薬品代費用等、光熱水費1,360万7,000円は電気料等、修繕費3,573万7,000円の内容は、経年劣化等による各種機械のポンプ修繕等です。17ページをご覧ください。12節、委託料は、1,560万6,000円です。主な内容につきましては、説明欄記載のとおり水質検査、汚泥運搬業務、水処理用活性炭入れ替え業務等です。14節、工事請負費961万4,000円は、制御盤内機器更新工事です。3目、南部火葬処理費は2,892万2,000円です。10節、需用費1,045万7,000円は、説明欄記載のとおり燃料費135万3,000円は灯油代、光熱水費387万6,000円は電気料、修繕費504万3,000円は火葬炉設備修繕等です。12節、委託料986万8,000円は、火葬業務委託料、各種設備点検委託料です。

18ページをお開きください。7款1項1目、予備費に100万円を計上いたしました。雑ばくではありますが、説明は以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長

：説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

遠藤

：議長。

議長

：遠藤議員。

遠藤

：全協で私も確認すれば良かったんですけども、8ページの議会費の報酬について、5万8,000円の計上なんですけど、これ、例年いつも25万とかでは。

議長

：執行部。

議長

：ちょっとお待ちください。

遠藤

：多分議員の分とか抜けちゃってる。

総務課長

：すみません。議員さん分の 23 万円が手違いで抜けてしまいましたので、次の 10 月の補正でさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

議長

：いいですか。

一同：しょうがない。

事務局長

：支払いは年度末です。

議長

：他に質疑ございますか。質疑ございますか。

一同：ありません。

議長

：質疑はないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。

一同：ありません。

議長

：討論がないようですので、討論を終わります。
議案第 5 号の採決を行います。議案第 5 号、令和 7 年度峡南衛生組合一般会計予算について、原案賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

挙手全員であります。従って、議案第 5 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 9、議会運営委員長から閉会中の継続調査届け出書が提出されておりますので、議題といたします。閉会中の調査の申し出があります。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

一同：異議なし。

議長

：異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。議員各位には慎重審議を頂き、心から敬意と感謝を申し上げます。

来年度から管理者が市川三郷町の遠藤浩町長から、早川町の深沢肇町長に代わります。両名には一言ずつごあいさつを頂戴したいと思います。

初めに遠藤町長。

管理者

：改めまして、2年間ありがとうございました。峡南衛生組合管理者として議員の皆さま方のお力添えを頂き、業務に当たってまいりました。いろんなことがございましたけれども、当組合については滞りなく運営ができたというふうに思っております。これから深沢町長さんのほうにバトンタッチをさせていただきますけれども、この引き継ぎをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

また、当組合のますますの発展、そして、議員各位の皆さまのご活躍をご祈念申し上げます。ごあいさついたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

議長

：遠藤町長さんには長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。じゃあ、続きまして深沢町長、お願いいたします。

深沢

：最初に、遠藤町長さんには、2年間お疲れさまでございました。

私が4月から峡南衛生の管理者をさせていただきます、早川町の深沢でございます。一言ごあいさつさせていただきます。

ご存じのとおり峡南衛生組合、昭和38年に発足いたしまして、今年で62年、私も62年の間に、およそ十数年前になりますけど、職員として、そして監査委員として関わりを持たせていただきました。そんな中でやはり62年の長い歴史の中では峡南衛生、いろんな課題、問題がございました。そして、そのたびに構成町、そして、議会の皆さま、そして、職員の皆さまとともに対応、解決してまいってきたところでございます。これからはいろんな問題、課題が出てくることと思われまします。どうか今までどおりご協力、ご支援いただけますことを心よりお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

議長

： それでは、深沢町長さまには、これからいろいろ大変な時期に入りますけれども、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和 7 年第 1 回峡南衛生組合議会定例会を閉会いたします。

事務局長

： 以上をもちまして全日程が終了いたしました。慎重審議大変ありがとうございました。

相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立お願いいたします。相互に礼。

一同：ありがとうございました。